

月四) 幹魯の率ゆる金軍の爲に擒へられしことは、遼史及び金史の共に明記する所にして疑がふ可らず。更に金史には同年五月太祖が落藜灤に次するや、幹魯は其の俘獲せし大石を攜さへて來獻せしことを記せり(太祖)。而して大石が金より再び遼に歸來せしは、遼史の記載によれば同年九月の事なりとす(天祚)。而して更に遼史同紀の記する所によれば、翌年即ち保大四年七月の條に「天祚既得林牙耶律大石兵歸、又得陰山室韋・謨葛失兵、自謂得天助、再謀出兵復收燕雲、大石林牙力諫曰、……不可輕舉、不從、大石遂殺乙薛及披里括、置北南面官屬、自立爲王、率所部西去、……八月國舅詳穩蕭撻不也……降金」と記せり。されば天祚本紀は大石の西走を以て保大四年(即ち甲辰の歲)七月と爲せるものなり。而して此の記事の正しかるべきは、金史太宗本紀天會二年(遼の保大四年)十月の條に「戊辰西南西北兩路權都統幹魯言、遼詳穩撻不野來奔言、耶律大石自稱爲王、置南北官屬、有戰馬萬疋、遼主從者不過四千戸、有步騎萬餘、欲趨天德駐余睹谷、詔曰、追襲遼主、必酌事宜、其討大石、則俟後報下」と曰へるに徵して明らかとなりといふべし。(因みに金史卷百二十一粘割韓奴傳にも撻不野の言へる所として大石に關して、略ぼ同様の記事あり、たゞ同傳には「大石稱王於北方」と記せり)。何となれば大石が自から立ちて王となり、遼主の勢益々振はざるに至りしことは、此の際初めて金の知る所となりしものなるべきは、此の記事の上より充分に推知し得べき所にして、從がつて大石が遼主を去りて獨立せしことは、此の記事の存する時、即ち遼の保大四年十月の前、極めて近き時なりしを推察するに難からず。若し此の時より長き以前のことなりしならば、當時遼金兩軍の互ひに近接せる時に當りて、何ぞ金は此の時の撻不野の言によりて初めて遼にかかる事件の生じたりしを知るの理あらんや、幹魯が撻不野の言を太宗に致せしは此の歲十月なれど、撻不野の金に降りしは前述遼史の記せるが如く八月の事な